

# 質 問 回 答 書

番 号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	個人情報取扱 特記事項 第 11 項	<p>該当箇所の記述に、貴機構は立入調査ができるとあり、当社の事務所に立ち入ってこれを行うことが可能と解釈することもできます。</p> <p>しかし、当社ではお客様等に関する企業情報等を多く保管しており、他のお客様への契約上の守秘義務を遵守する観点から、</p> <p>現地立入調査の方法に関しては、情報が管理・利用等されております執務室ではない場所（会議室等）において、当該業務に関する情報を提供の上調査される、という方法でも構いませんでしょうか。</p>	<p>「個人情報取扱特記事項第 11 項」に記載の「立入調査」とは御社の事務所を含んだものを指していますが、御社の執務室を指定しているものではありません。</p> <p>調査を行うこととなった場合は、調査に必要となるもの（業務の実施状況や業務に従事する者に係る事項等の確認書類等）を本機構が確認できる状況であれば、執務室以外の御社内で実施することは可能です。</p>

注 この質問回答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。